

平成22年6月24日

株 主 各 位

神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地
JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長 河原 春郎

第2回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、本日開催の当社第2回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第2期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第2期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)計算書類報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 株式の併合の件
本件は原案のとおり承認可決されました。
(株式併合にともなう当社株式のお取扱いについては、後記の「株式併合にともなう当社株式のお取扱いについて」をご覧ください。)
- 第2号議案** 定款一部変更の件
本件は原案のとおり承認可決されました。
(変更の理由および内容につきましては、後記の「定款一部変更について」をご覧ください。)
- 第3号議案** 取締役9名選任の件
本件は原案のとおり河原春郎、塩畑一男、尾高 宏、相神一裕および柏谷光司の5氏が再選され、不破久温、伊藤裕太、江口祥一郎および瀬尾信雄の4氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。なお、柏谷光司および瀬尾信雄の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

以 上

定款一部変更について

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000,000,000株</u>とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第8条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第9条～第37条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>400,000,000株</u>とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第8条 (現行どおり) <u>(4)次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>) 第9条 当社の株主は、株式取扱規程に <u>定めるところにより、その有する単 元未満株式の数と併せて単元株式数 となる数の株式を売り渡すことを請 求することができる。</u></p> <p>第10条～第38条(現行どおり)</p> <p>第8章 附 則 (第6条の変更) 第39条 第6条の変更は、当社の第2回 <u>定時株主総会の第1号議案にかかる 株式の併合の効力発生日をもってそ の効力を生ずるものとする。</u></p> <p>(<u>附則の削除</u>) 第40条 前条及び本条は、前条の株式の併 <u>合の効力発生日の翌日をもって、こ れを削除するものとする。</u></p>

以 上

「単元未満株式の買増制度」に関するご案内

第2回定時株主総会において、定款一部変更の件が承認可決され、単元未満株式をご所有の株主様は、単元未満株式の買増制度をご利用いただけるようになりました。ご所有の単元未満株式の数と合わせて1単元の株式の数(100株)となる数の株式を当社から購入し、ご所有株式を単元株式におまとめいただくことが可能です。

また、ご所有の単元未満株式を当社に売却することができる単元未満株式の買取制度も引き続きご利用いただけますので、口座を開設されている証券会社等にお申し出ください。

株式併合にともなう当社株式のお取扱いについて

1. 株式併合後の新株式の割当および方法

当社は本日開催の第2回定時株主総会において、平成22年8月1日（日曜日）付けをもって普通株式10株を1株に併合することを決議いたしました。

つきましては、平成22年7月31日（土曜日）〔ただし、当日は株主名簿管理人の休業日のため、実質上は平成22年7月30日（金曜日）〕最終の当社株主名簿に記録されました株主様および登録株式質権者様（以下、「株主様」といいます。）に対し、ご所有株式10株につき1株の割合をもって株式併合後の新株式を割当交付いたします。株式併合後の新株式は平成22年8月2日（月曜日）付けでお取引の証券会社等（特別口座の口座管理機関を含む）の振替口座簿に記録され、同日以降、売却が可能です。（※）なお、「株式併合にともなう割当株式数のご通知」は、平成22年8月24日（火曜日）にお届けのご住所またはご指定の場所あてにご送付申しあげる予定です。

なお、この株式併合にともなう株主様のお手続きは特段ございませんので念のため申し添えます。

（※）特別口座に記録されている株式は、現状のままでは売却することはできません。売却には、証券会社に取引口座を開設し、特別口座の株式を取引口座へ振替える手続が必要です。振替え手続が完了後、ご売却が可能となります。

2. 株式併合後の単元未満（100株未満）の株式について

株式併合後のご所有株式が単元未満（100株未満）となる株式につきましては、市場での売却ができません。単元未満株式をご所有の株主様は、単元未満株式の買取制度または買増制度（詳細は2頁をご参照ください。）をご利用いただくことができます。なお、実際のお手続きについては後記「単元未満株式の買取・買増請求について」をご覧ください。

3. 単元未満株式の買取・買増請求について

(1) 買取・買増のお手続き

単元未満株式の買取・買増のお手続きは、株式をご所有の証券会社の窓口でご請求ください。なお、特別口座に株式をお持ちの株主様は住友信託銀行証券代行部までご請求ください。

(2) 買取・買増の日程

年 月 日	買取・買増請求のお取扱い
平成22年 7 月14日 (水曜日)	買増請求取次依頼書のお受付は、左記日付まで従来どおりお取扱いいたします。
平成22年 7 月26日 (月曜日)	買取請求取次依頼書のお受付は、左記日付まで従来どおりお取扱いいたします。
平成22年 8 月 2 日 (月曜日)	買増・買取請求取次依頼書のお受付を再開いたします。 請求書には株式併合後の単元未満 (100株未満) の株式数をご記入ください。

(3) 買取・買増のお手続きにあたってのご注意

買増請求取次依頼書のお受付は、平成22年 7 月15日 (木曜日) 以降、買取請求取次依頼書のお受付は平成22年 7 月27日 (火曜日) 以降、上記のとおりお取扱いできない期間がありますのでご注意ください。

4. 端数処分代金のお支払い

新株式の割当の結果生じた1株未満の端数につきましては、法定の手続により処分し、その数に応じて平成22年 9 月下旬 (予定) に端数処分代金領収証をご送付申しあげます。

その他、ご不明な点がございましたら、以下の照会先までお問い合わせください。

株主名簿管理人
照会先

住友信託銀行株式会社
住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒183-8701 東京都府中市日鋼町1番10
 0120-176-417

以 上